

障害児通所事業所における、1日あたりの利用定員遵守について

1 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（基準省令第39条及び71条）

（※）定員超過利用減算にならない範囲であれば受入可能というわけではなく、指導の対象となる。

2 やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

3 定員超過の是正

定員超過が継続する場合は、適正なサービスの提供を確保するため、速やかに定員を遵守するか、定員増加の変更手続きを行うか、いずれかの対応を行うこと。

注1：その他のやむを得ない事情にあたる場合

○保護者の都合で当日急遽受け入れする場合等、その他のやむを得ない事情にあたるかどうかは、障害福祉課に確認すること（事前にわかっている場合は定員超過しないよう利用者数を調整すること）。やむを得ない事情として定員超過受け入れを認められた場合は、当日やむを得ず急遽受け入れた理由を記録すること。

注2：特例措置【兵庫県独自ルール】

○上記による理由は通常一時的に発生するものであるが、保護者の都合によりやむを得ず定員超過の継続の必要性が生じた場合については、特例措置として、月平均の利用者数を定員以内とするよう調整すれば、利用定員を遵守したものとみなすこととする。

注3：定員超過の場合の職員配置

○定員超過で受け入れた日については、人員基準に加えて1名を加配する必要がある（基準配置の2名のみでは、受入不可）。

注4：定員超過の場合の、児童指導員等加配加算の算定

○児童指導員等加配加算の対象職員を定員超過のための加配職員として対応する場合には、当該職員は人員基準の対象となるため、加算の対象外職員となることから、定員超過が生じた月の当該加算算定は不可となること（児童指導員等加配加算は月単位での算定のため）。

○この場合、人員基準や児童指導員等加配加算の対象職員を常勤で確保する場合は、サービス提供時間帯の従事時間以外を加算対象の従事時間に振り分けすることは認められないので、4名以上の常勤職員の確保が必要となること。

また、人員基準の常勤1名以外を非常勤での確保の場合は、サービス提供時間帯において非常勤2名に、加えて常勤換算で1名以上の職員の確保が必要となること（常勤1名＋非常勤2名＋常勤換算1名＝4名）。

4 定員超過利用減算について

原則、次の（1）及び（2）の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、（1）又は（2）の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

（1）1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

（例1）定員10人の場合・・・ $10 \text{ 人} \times 1.5 = 15 \text{ 人}$

- ・ 1日の障害児の数が15人：定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が16人：定員超過利用減算となる。

（例2）定員5人の場合・・・ $5 \text{ 人} \times 1.5 = 7.5 \text{ 人} \rightarrow 8 \text{ 人}$

（小数点以下切り上げ）

- ・ 1日の障害児の数が8人：定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が9人：定員超過利用減算となる。

② 利用定員 51 人以上の場合

1 日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例) 定員 60 人の場合・・・ $60 \text{ 人} + (60 \text{ 人} - 50) \times 0.25 + 25 = 87.5 \text{ 人}$
→ 88 人 (小数点以下切り上げ)

- ・ 1 日の障害児の数が 88 人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1 日の障害児の数が 89 人 : 定員超過利用減算となる。

(2) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 12 人以上の場合

直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例) 利用定員 30 人、1 月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $30 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 1,980 \text{ 人}$
- ・ $1,980 \text{ 人} \times 1.25 = 2,475 \text{ 人}$
⇒ 3 月間の総延べ障害児数が 2,475 人を超える場合に減算となる。

② 利用定員 11 人以下の場合

直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例) 利用定員 10 人、1 月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $(10 \text{ 人} + 3) \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 858 \text{ 人}$
⇒ 3 月間の総延べ障害児数が 858 人を超える場合に減算となる。

(3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1)及び(2)と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに人数を算出するものとする。

① 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

(例) 定員 30 人の多機能型事業所（児童発達支援の定員 10 人、生活介護の定員 20 人）の場合の、1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

○ 児童発達支援・・・10人×1.5=15人

- ・ 1日の障害児の数が15人：定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が16人：定員超過利用減算となる（児童発達支援のみ）。

○ 生活介護・・・20人×1.5=30人

- ・ 1日の障害者の数が30人：定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害者の数が31人：定員超過利用減算となる。（生活介護のみ）

② 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

(例) 定員 30 人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所（児童発達支援の定員 10 人、生活介護の定員 20 人）の場合の、過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

○ 児童発達支援

- ・ 10人×22日×3月=660人
- ・ 660人×125%=825人

⇒ 3月間の総延べ障害児数が825人を超える場合、児童発達支援は減算となる。

○ 生活介護

- ・ 20人×22日×3月=1,320人
- ・ 1,320人×125%=1,650人

⇒ 3月間の総延べ障害者数が1,650人を超える場合、生活介護は減算となる。